

「定款」の一部改正について

平成 29 年 6 月 28 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

(1) 東北地区協会事務所の設置

平成 26 年に地区協会の事務所を廃止した東北地区において金融・証券教育支援事業の拡大や地区所属会員が増加している状況（現在 4 社）から、それら環境の変化や関係者のニーズを踏まえ、東北地区協会の事務所を宮城県仙台市に設置することとし、「定款」等の一部を改正することとする。

(2) 総会における議決権の行使方法の追加

会員の議決権行使の方法についてより利便性を高めるため、総会における議決権の行使方法に電磁的方法（協会WANにより議決権を行使する方法）を追加することとし、「定款」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

(1) 東北地区協会事務所の設置

- ・ 従たる事務所のうち東北地区協会の事務所の所在地を、東京都中央区から宮城県仙台市に変更する。

（「定款」第 2 条）

(2) 総会における議決権の行使方法の追加

- ・ 会員について、理事会が認めた場合、現行の書面による方法に加え、電磁的方法により議決権を行使することを可能とする。

（「定款」第 38 条第 2 項）

3. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

※ 本改正については、改正等の内容が本協会の業務運営に関する事項であり、投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続を実施していない。

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 総務部 （電話 03-3667-8451）

以 上

「定款」の一部改正について

平成 29 年 6 月 28 日

(下線部分変更)

新	旧
(事務所) 第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に、従たる事務所を北海道札幌市、<u>宮城県仙台市</u>、東京都中央区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市及び福岡県福岡市に置く。 (定足数及び議決権の行使) 第 38 条 (現行どおり) 2 会員は、理事会が認めたときは、<u>書面</u> <u>(電磁的方法を含む。次項において同じ。)</u>により、その議決権を行使することができる。 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。	(事務所) 第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に、従たる事務所を北海道札幌市、東京都中央区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市及び福岡県福岡市に置く。 (定足数及び議決権の行使) 第 38 条 (省 略) 2 会員は、理事会が<u>書面による議決権の行使を</u>認めたときは、<u>書面を総会の議長に提出し、</u>その議決権を行使することができる。 3 (省 略)